

令和 8 年第 9 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）第 9 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 穰	3 番 竹 澤 靖
4 番 齋 藤 忠	5 番 福 田 朗	6 番 柴 田 晃
7 番 小 林 和 夫	8 番 須 藤 幸 雄	9 番 仲 田 裕 子
1 0 番 矢 野 幸 男	1 1 番 早乙女 八重子	1 2 番 神 長 守 雄
1 3 番 松 井 研 吉	1 4 番 安 生 芳 子	1 5 番 大 類 英 明
1 6 番 神 山 卓 也	1 7 番 根 本 英 一	1 8 番 大 森 用 子
1 9 番 鈴 木 登		

（19名）

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 羽 山 好 明	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 半 田 まゆか

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 1 0 時 3 0 分に令和 8 年第 9 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

1 番 田野井 晃 造 委員、1 0 番 矢 野 幸 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買5件、贈与1件、合計6件の許可申請が提出されました。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎齋藤 忠委員 譲渡人は、●●さん、譲受人が、●●さんです。今現在は農業公社で、ハトムギを作ってるんですが、お父さん同志が昔仲が良いということで申し出がありました。問題ないと思います。

◎福田 朗委員 譲渡人は●●さんで譲受人は●●さんです。●●さんは現在、自分で面積は多くはないんですが、自営で農業をやられております。自分の耕作している農地の隣で、荒れている竹林があるので一緒に管理したいという申し出がありました。どこまでやれるか少し不安は残るのですが、本人の意欲的な声を聞きましたので問題ないと判断させていただきました。以上です。

◎須藤幸雄委員 譲渡人は●●さんで、譲受人が●●さんです。●●さんは定年退職して専業農家になってまして、規模拡大ということで、今回、売買ということでありました。問題ありませんので、ご審議をよろしくお願いします。

◎神長守雄委員 5番の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転になります。問題ないかと思います。6番の件は、●●さんから●●さんへの有償による所有権移転でございます。場所は、南高の入口の畑の西側でございます。問題ないかと思います。

◎鈴木 登委員 ●●さん名義の土地ですが、8月23日の日曜日にですね、現場を見て参りました。●●さんということで話を聞いていたので、自分も支障はないと思いますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎仲田裕子委員 7番の案件に関連して、次の12の1番から12番まで、権利のところに証明願と書いてあるのですが、よくわからないので教えてください。

◎事務局（半田主事） 12の案件につきましては別件になるのですが、裁判所の方で農地の競売がかかった際に、農地法上問題のない方が入札の参加できるようにということの証明でして、この証明を出すためには農地法の3条の要件を満たしていないといけないということで、今回一緒に農地法の3条の申請をしていただいているという形になります。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番と2番、4番から7番について許可することを決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第3条買受適格証明について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第2号、3条取得のための「買受適格証明について」ご説明いたします。買受適格証明は、農地の競売・公売に参加するための証明になります。今回は、3条取得のための競売について12件の買受適格証明願が提出されました。農地法上許可ができるかどうかを事前に審議し、競売において最高価格買受人となった場合は、改めて審議することなく許可することになります。別添の「買受適格証明願（3条取得）にかかわる農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木 登委員 先ほど事務局から説明がありましたように、23日に13筆の土地の確認をしまして、●●さんの購入予定の競売とされていまして、これは前年も私の近所でも土地を購入されてまして、問題なくされておりますので、今回もそういう形で承認をお願いできればいいかなと思います。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から12番の証明書を交付することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 今回は改選後初めての通常総会ということでございまして、農地転用につきまして、皆様のお手元に要点をまとめたA4の両面刷りの資料を配付させていただきました。こちらの内容に少し触れてから、議案の説明に入りたいと思います。1番、農地転用とは、2番、農地区分の全体像、3番、各農地区分の内容と転用の可否というところです。この後、私の説明の中に、第1種農地ですとか、第2種農地という、用語が出てくるのです

が、第1種農地だったり第2種農地といったところで転用のしやすさというのが変わってきます。大きい2番の農地区分の全体像で、その下に転用しにくい転用しやすいということで、一番左の農振農用地、よく農振青とか青地って呼ばれるような、農振法の方でもかかる農地というのが最も転用しにくく、今回、板荷でソーラー発電の転用が出てますが、こちらが第3種農地ということで、第3種農地というのは、下の3番の表でいきますと、原則許可という形で、転用がしやすい農地だよというように、農地5種類区分というのがありまして、その中でも、転用しやすい農地、転用しづらい農地、転用できない農地というのがあるんだ、ということ踏まえた上で、5条許可申請の説明をお聞きいただければと思います。

改めまして5条許可申請の説明を行います。1番は、板荷において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を宅地及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分は「第3種農地」に区分されます。2番は、花岡町において、●●さん申請の、「系統用蓄電池設備」への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「第2種農地、その他の農地」に区分されます。3番は、下沢において、●●さん申請の、「一般住宅」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地区分は農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。4番は、下沢において、●●さん申請の、「資材置場及び倉庫」への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎田野井晃造委員 去る8月18日火曜日、私と矢野委員、羽山事務局長、大貫係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。番号が1番から4番となりますが、現地に問題となる状況はいずれもありませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は、現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 現地調査員と事務局の報告の通り、問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎齋藤 忠委員 現地調査員と事務局の報告の通り、問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎福田 朗委員 いずれも私も現地を確認させていただきましたが問題ないと思いますのでご承認よろしく願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めた。

◎事務局（永嶋主査） 今回の議案とは直接関係ないんですが、先ほど農地区分の説明を差し上げたんですけれども、資料の裏面といいますか後ろ面ですね。後ろ面の終わりにというところをアナウンスさせていただければと思ひまして、農地転用の相談というのは基本的に農業委員会事務局に来るんですけれども、直接ですね、転用を考えている農家さんが農業委員さんとか推進委員さんに相談をされる場合が時としてございます。そういった場合はですね、一応その場で、できるできないという話を仮にしてみますと、後々事務局で調査したときに、ちょっといろいろ条件を満たさないと、そういうふうに転用はできないというような案件もあったりいたしますので、委員の皆さんが、地元の方から転用の相談を受けた場合は、1度、私の方からも事務局には聞いてみるけど、事務局に直接聞いてもらったほうが間違いないかなあということで、事務局をご案内していただければ、何かトラブルに発展するということも少ないとは思ひますし、もし皆様がそういう相談を受けた場合は、こういう相談が誰々からあったなんていうことを電話等で、お伝えいただければ、事務局の方から詳細説明などを相談された方にもいたしますので、そのような形でですね、相談を受けた場合はご対応いただければとありがたいと思ひますので、付け加えさせていただきます。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号、議案第5号、議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号、議案第5号、議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年7月31日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者・機構間契約、機構・受け手間契約、一括契約について記載しております。議案書8ページから11ページをご覧ください。所有者・機構間での計画が、9件、37筆、50,681平方メートルとなっております。議案書12ページから15ページをご覧ください。機構・受け手間での計画が、2件、37筆、50,681平方メートルとなっております。議案書16ページから30ページをご覧ください。一括での計画が、34件、72筆164,705.19平方メートルとなっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号、議案第5号、議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から9番、議案第5号の10番と11番、議案第6号の12番から45番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請して午前11時10分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年8月24日

議 長

署名委員

署名委員
